



協誌一
民児協
報情号
第25号
一第



暮らしに福をもたす人

沖縄県民生委員
児童委員協議会
事務所
沖縄県総合福祉センター
連絡先
TEL.(098)882-5813
FAX.(098)882-5814

平成20年度 沖縄県民生委員児童委員協議会 事業計画

3月17日に開催した県民児協第3回総会において、平成20年度の活動方針など事業計画・予算について審議が行われ次のとおり承認されました。本号では、そのダイジェスト版を紹介いたします。

【活動方針】

近年、民生委員・児童委員活動をめぐって、児童虐待事件や児童の犯罪被害、孤独死、悪質商法被害、自然災害被害等、緊急に対応しなければならぬ課題が山積する中、昨年今後10年間の活動の方向性と取り組むべき内容を明らかにした「90周年活動強化方策」が打ち出されました。

民生委員・児童委員は、社会一般の生活観やライフスタイルの変化に対応しながら、実に多様な場面で地域住民の暮らしを支援する存在となっている。

本会では、各地域の実情に応じて、個別支援活動や組織活動を展開できるように、単位民生委員児童委員協議会を中心とした活動支援体制の整備と市町村社会福祉協議会との協働体

制の強化を促進する。

また、誰もが安全で安心な福祉のまちづくりを推進していくために、各関係機関・団体との緊密な連携のもと、全県下において今後の児童委員活動の展開方策を検討し、災害時一人も見逃さない運動や他の地域福祉課題への取り組みを積極的に展開する。

【重点活動目標】

- 1 組織強化並びに民生委員・児童委員の資質向上を図る。
- 2 福祉課題を抱える世帯の支援を図るため、組織活動並びに個別

【民生委員・児童委員の日 活動強化週間】

- ① 児童虐待の防止
- ② 子育て支援事業の展開
- ③ 児童の健全育成
- (3) 障害者世帯支援の強化
- ① 地域生活移行に向けた協力・支援
- ② 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の推進
- (4) 高齢者世帯支援の強化
- ① 地域包括支援センターとの連携・協力
- ② 消費者被害の防止
- (5) 共通の取り組み
- ① 相談、訪問、見守り支援活動の展開
- ② 制度、サービスの情報提供、輪旋
- ③ 共同募金運動への協力
- ④ ボランティアの発掘及び育成
- ⑤ 災害時一人も見逃さない運動への取り組み
- ⑥ 福祉サービス苦情解決事業の推進
- 4 地域住民や関係機関・団体の理解と協力を得るための取り組み
- ① 広報紙「ふくらしや」の発行(年6回)
- ② 民生委員の日、民生委員活動強化週間の展開

1 趣旨

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設90周年にあたり90周年活動強化方策を策定し、また次の100周年に向けて、民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした



▲「那覇市民生委員パレード」

思いやり」行動宣言を提起しました。この宣言にあるとおり、民生委員・児童委員は地域福祉の担い手として、地域住民がその地域でいつまでも住み続けたいという願いを大切に、安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献することが求められています。

民生委員・児童委員はどのような存在で、どのような活動するのか、地域社会の人々に理解していただくために、また、活動の基盤となる住民や関係機関・団体との信頼関係を築き、連携を強固なものとしていくために、この「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」に、PR活動を展開しよう。

- 3 支援活動を強化推進する。地域住民や関係機関・団体の理解と協力を得るため、啓発活動の推進を通して、民生委員児童委員活動の役割等を明らかにする。

【実施事項】

- 1 組織強化の取り組み
- (1) 会務の運営
- (2) 全国・九州ブロック各県民児協会長会議等への参加
- (3) 地区、市町村、単位民児協の運営及び活動強化の取り組み
- 2 民生委員・児童委員の資質向上の取り組み
- (1) 大会・研修会等の開催及び派遣
- (2) 全国大会・研修会等への参加・派遣
- (3) 部会・委員会活動の推進



▲「「災害時一人も見逃さない運動」研修会」

【児童福祉部会】

テーマ「児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みの推進」

- ① 児童福祉課題の分析
- ② 支援内容・方法・体制等に関する調査・研究
- ③ 関係機関・団体との連携強化、意見具申等による改善強化
- ④ 課題の共有及び取り組み推進を図るための研究協議会の開催

【地域生活支援ネットワーク部会】

テーマ「民生委員・児童委員災害時一人も見逃さない運動の推進」

- ① 災害時一人も見逃さない運動推進委員の育成
- ② 単位民児協における防災・減災意識の啓発
- ③ 沖縄県運動推進要綱にもとづく取り組み支援
- ④ 課題の共有及び取り組み推進を図るための研究協議会の開催

【総合企画委員会】

- ① 沖縄県民生委員児童委員活動強化方策の策定
- ② 研修内容・体系の検討及び策定
- 3 福祉課題を抱える世帯の支援を図るための取り組み
- (1) 低所得者世帯支援の強化
- ① 生活福祉資金貸付事業の推進
- ② 歳末たすけあい運動への協力
- (2) 子育て世帯支援強化

- 2 キャッチフレーズ「広げよう 地域に根ざした 思いやり」
- 実施期間 平成20年5月12日(月)～5月18日(日)
- 4 各地区の取り組み 各市町村の実情に応じて各種取り組みを実施します。
- 5 実施主体 単位民生委員児童委員協議会、市町村民生委員児童委員協議会、沖縄県民生委員児童委員協議会、全国民生委員児童委員連合会

「民生委員・児童委員の日」とは：全国民生委員児童委員協議会(当時)は、昭和52年(1977年)に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。これは、大正6年(1917年)5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。



▲「民生委員・児童委員活動のPR」

児童虐待防止の地域住民への呼びかけ文 (抜粋)

地域住民のみなさんへ
地域社会から児童虐待をなくしましょう!

地域住民のみなさんへ児童委員※(主任児童委員)からお願いします。
子どもたちを児童虐待から守りましょう。
多く子どもたちが児童虐待によって傷付き、成長発達が妨げられ、著しい場合は尊い命さえ奪われています。虐待はきわめて重大な人権侵害です。あなたの近くに虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。

「おかしい」「何か変だ」と気づかれたら、どんな些細なことでも私たちにお知らせください。プライバシーは必ず守ります。
私たち児童委員は市区町村、児童相談所などに協力して、児童虐待の予防や対応を行っています。子どもたちのSOS(状況や様子の変化)に気づいてください。
児童虐待をなくすために、地域の方々のご協力をお願いします。

※児童委員は、民生委員です。
全国民生委員児童委員連合会